



2025年7月18日

各位

上場会社名 株式会社 I Kホールディングス  
代表者 代表取締役社長 長野庄吾  
(コード番号 2722 東証スタンダード・名証 プレミア)  
問合せ先責任者 常務取締役管理統括 高橋伸宜  
(TEL. 052-380-0260)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の件を本年8月22日開催予定の第44期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする規定および剰余金の配当の基準日に関する規定を新設する変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	(削除)
<p>(中間配当)</p> <p>第36条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p><u>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
(新設)	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p><u>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

以上